

(案)

令和7年度茨城県国民健康保険かかりつけ医及び地域の薬局と連携した保健事業業務委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、令和7年度茨城県国民健康保険かかりつけ医及び地域の薬局と連携した保健事業業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（1）委託業務名

令和7年度茨城県国民健康保険かかりつけ医及び地域の薬局と連携した保健事業業務

（2）委託業務の内容

「令和7年度茨城県国民健康保険かかりつけ医及び地域の薬局と連携した保健事業業務委託仕様書」のとおり

（3）履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、仕様書に従って行わなければならない。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

3 この契約書に定める請求、通知、協議、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。

（委託料）

第3条 委託事業に要する費用（以下「委託料」という。）は、金_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円を含む。）を限度とする。

（委託料の支払）

第4条 甲は、委託事務が終了し、第6条に基づく額の確定を行った後に乙の請求により支払うものとする。

（実績報告）

第5条 乙は、委託事業を完了したとき（委託事業を中止し、又は廃止した時を含む。）は、委託事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに業務完了報告書（様式1）を甲に提出しなければならない。

（委託料の額の確定）

第6条 甲は、前条の規定により、乙から報告書の提出を受けたときは、遅延なく当該事業が契約の内容に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、確定通知書（様式2）により、乙に対して通知するものとする。

(案)

(委託事業の中止等)

- 第7条 乙は、災害その他やむを得ない事由により委託事業の遂行が困難となったときには、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

(契約の解除)

- 第8条 甲は、乙に次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、この契約を解除することができる。
- (1) この契約に違反したとき。
 - (2) 支払いの停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、若しくは特別清算開始の申立てを受けたとき。
 - (3) 銀行取引を停止されたとき。
 - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したとき。
 - (7) その他客観的事実に基づきこの契約の目的を達成することができないと甲が判断したとき。
- 2 前項の規定による解除により乙又は第三者に生じた損害については、甲は、賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

- 第9条 乙は、事故の責めに帰すべき事由または本契約に違反したことにより甲に損害を与えた場合には、その通常かつ直接の損害について、第3条に定める契約金額を上限に賠償するものとする。
- 2 前項の場合、乙は、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、データ・プログラム等無体物の破損、滅失、および第三者からの損害賠償請求に基づく甲の損害については、責任を負わないものとする。
- 3 乙が故意または重過失により甲に損害を与えた場合については、前二項の規定は適用しないものとする。
- 4 乙が、甲に損害を与えた場合には、損害賠償の責任の有無および賠償範囲・金額等(以下、「賠償責任等」という。)について、甲乙間で協議するものとし、前三項と異なる賠償責任等を定めることを妨げない。

(委託事業の状況報告等)

- 第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況、その他必要事項について報告を求め、又は必要な指示をすることができる。
- 2 乙は、前項の規定により委託業務の実施状況、その他必要事項について報告を求められ

(案)

たときには、甲が指示する方法、時期及び内容により、これを報告しなければならない。

(契約保証金)

第11条 茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項の規定により契約保証金は免除する。

(再委託の制限)

第12条 乙は、委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合にはこの限りではない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合にはこの限りではない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(目的外使用等の禁止)

第15条 乙は、委託業務の内容を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(権利の帰属)

第16条 この契約によって作成された、成果品、契約の遂行過程で生じたすべての著作権は、乙が従前から保有していた著作物の著作権を除き、甲に帰属するものとする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(案)

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 住所 茨城県水戸市笠原町978番6
氏名 茨城県知事 大井川 和彦

乙 住所
氏名

別記

個人情報取扱注意事項

1 受託者の責務

委託事業を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事業を処理するための個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、利用者に係る事務が完結した年度から1年を経過したときは、速やかに廃棄すること。

4 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を処理するため収集、作成した個人情報は、委託事業を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために利用し、又は外部に提供しないこと。

5 複写又は複製の禁止

この契約を履行するに当たって取り扱う個人情報が記録された帳票等は、複写し、又は複製しないこと。

6 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(案)

様式 1

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

委託業者住所
委託業者名称

令和 7 年度茨城県国民健康保険かかりつけ医及び地域の薬局と連携した保健事業業務完了
報告書

令和 年 月 日付で締結した委託契約に基づく委託業務について、下記のとおり実施
したので委託契約書第 4 条の規定により報告します。

記

- 1 業 務 名 令和 7 年度茨城県国民健康保険かかりつけ医及び地域の薬局と連携し
た保健事業業務
- 2 契約年月日 年 月 日
- 3 履行期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 完了年月日 年 月 日
- 5 添付書類
(1) 令和 7 年度茨城県国民健康保険かかりつけ医及び地域の薬局と連携した保健事業業
務実績報告書

(案)

様式 2

第 号
令和 年 月 日

委託業者住所
委託業者名称

茨城県知事 大井川 和彦

令和 7 年度茨城県国民健康保険かかりつけ医及び地域の薬局と連携した保健事業業務
委託料確定通知書

このことについて、令和 年 月 日付け による委託業務実績報告書に基づき、委託費を下記のとおり確定したので通知する。

記

- 1 業務名 令和 7 年度茨城県国民健康保険かかりつけ医及び地域の薬局と連携した保健事業業務
- 2 確定額 金 円